

愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃改定のお知らせ

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃額が、平成30年3月25日より下表のとおり改定されることになりました。

改定された工賃は、愛知県内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者に業務を委託する委託者に適用されます。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署又は愛知労働局労働基準部賃金課（電話052-972-0258）までお問い合わせ下さい。

【愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃】

業 務	内 容	規 格	金 額	(参考) 引上額
カプラー 差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 40銭	4銭
		20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 49銭	6銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 58銭	8銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 66銭	9銭
チューブ 通し	電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 30銭	4銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 59銭	8銭
		50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 71銭	10銭
防水栓 通し	カプラーにはめ込む前に防水栓に電線を通すことをいう。 (手工具を使用せずに行うものに限る。)		1本につき 48銭	7銭

(注)最低工賃額：上記表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

(注)適用される家内労働者は、愛知県の区域内で車両電気配線装置製造業に係るカプラー差し、チューブ通し及び防水栓通しの業務に従事する家内労働者の方々です。

(注)上記の家内労働者に委託する委託者（愛知県内外を問わず）は、上記の最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

◎ 効力発生の日 平成30年3月25日から